資料２

（医療施設調査・患者調査）

審　査　メ　モ

＜審査項目＞

１　今回申請された変更内容

（１）調査事項の変更　《医療施設調査（静態）》　２頁

○　社会状況の変化や利活用の状況等を勘案して、調査事項を見直し

（注１）患者調査については、専ら調査票の形式変更のみ

（注２）調査事項の変更に合わせて、集計事項についても変更等

（２）公表時期等の変更　《医療施設調査（静態）、患者調査》　４頁

○　確定数の公表早期化を実施

○　それに伴い、前回調査において暫定的に行った概数公表をとりやめ、公表を確定数に一本化

（３）標本抽出についての計画上の記載修正　《患者調査》　６頁

○　患者調査の標本抽出の手順について、受療行動調査（一般統計調査）の標本抽出との関係性を明確に記載

２　前回答申で示された課題の検討状況　《医療施設調査（静態）、患者調査》　８頁

（１）オンライン調査の更なる推進

（２）調査結果の適切な公表（⇒前記１（２））

３　統計委員会建議での指摘に対する対応状況　《医療施設調査（動態）》　10 頁

○　遅延調査票の扱い

○　調査計画の変更

1　今回申請された変更内容

（１）調査事項の変更　《医療施設調査（静態）》

（変更内容）

社会状況の変化や利活用の状況等を勘案して、調査事項を見直し

（審査状況）

ア　今回、**図表１－１**及び**図表１－２**に掲げる調査事項の追加・削除等（年次の更新、番号の変更や用語の修正等は除く。）を計画している。

また、調査事項の見直しに伴い、集計事項の見直しも計画している。

図表１－１　調査事項の追加等

※「別添１」は、調査票の新旧対照部分（図表１－２も同じ）

変更内容	調査票の 該当番号等	別添１
ⅰ）特殊診療設備のうち、 「ICU(特定集中治療室)に専任している医師数」の追加	病院票 新 27・旧 28	P. 13
ⅱ）歯科設備に、以下の項目を追加 ■「歯科用 CAD/CAM 装置」 ■「デジタル印象採得装置」 ■「口腔外バキューム」	病院票 新 32・旧 33 歯科診療所 新 17・旧 17	P. 14
ⅲ）従事者数に、以下の項目を追加 ■「救急救命士」	病院票 新 36・旧 38 一般診療所票 新 27・旧 28	P. 15

（注）年次の更新等の形式的な変更については省略している。

図表１－２　調査事項の削除・縮小等

変更内容	調査票の 該当番号等	別添１
ⅰ）処方の状況等のうち、 「入院患者への薬剤管理指導（９月中の薬剤管理指導料の回数)」の削除	病院票 新 11・旧 11	P. 16
ⅱ）臨床研修医の削除	病院票 旧 12	P. 17
ⅲ）医療安全体制のうち、 「医療機器安全体制の保守計画の管理」を削除	病院票 新 25・旧 26	P. 18

変更内容	調査票の 該当番号等	別添１
ⅳ）放射線治療の実施状況のうち、 「RALS(再掲)」、「IMRT(強度変調照射)等の高精度照射」の削除	病院票 新 31・旧 32	P.19
ⅴ）剖検の削除	病院票 旧 35	P.20
ⅵ）歯科設備の削除	一般診療所票 旧 27	P.20

（注）この調査事項の削除に伴って集計事項にも変更が生じる。

イ　これらの変更理由については、適当と考えられるものが多いが、追加等するものについては、その背景事情、想定される利活用を、削除等するものについては、集計結果が提供されなくなることによる支障を確認する必要がある。

（論点）

a　追加等する調査事項

○　それぞれその背景事情や、想定されている調査結果の利活用を説明してください。

b　削除等する調査事項

○　得られなくなる情報及び集計されなくなる事項について、これまで、どのような目的・利活用を想定して把握していたのか、また、今後、それらの情報が得られなくなることで、調査結果の利活用上、支障は生じないのか、説明してください。

（２）公表時期等の変更　《医療施設調査（静態）、患者調査》

（変更内容）

○　確定数の公表早期化を実施
○　それに伴い、前回調査において暫定的に行った概数公表をとりやめ、公表を確定数に一本化

（審査状況）

ア　両調査については、調査結果の公表が、調査終了後１年を超えることが多く、調査結果の早期提供の観点から懸案事項となっていた。

そのため、前回調査においては、確定数の公表早期化の検討を答申時の課題としつつ、その検討について結論を得るまでの暫定的な措置として、確定数の公表に先立ち調査実施から１年を目途に、概数（医療施設調査：２表、患者調査：１表（**別添２**参照））を公表する対応がなされた（**図表２－１**参照）。

イ　その後、厚生労働省において、確定数の公表早期化について検討された結果、今回、両調査とも調査終了後１年１か月（医療施設調査については１か月、患者調査については２か月の早期化）に公表する旨の申請がなされることとなった。

これにより、概数と確定数の公表時期が近接することとなるが、厚生労働省は、

・　概数公表の直後に確定数が公表される状況にあって、概数の必要性は極めて乏しくなる、
・　概数を集計した前回調査の実務において、概数の公表作業と確定数の集計作業が事実上並走する形になり、事務が大幅に煩雑化した。この実態を踏まえると、概数と確定数の公表時期の間隔が前回よりも更に小さくなる今回において、引き続き概数公表を残した場合、事務の輻輳及び煩雑化はより一層顕著になり、結果として、確定数の公表に支障が生じることが懸念される

と考えており、これを踏まえ、確定数の公表早期化に併せて、概数公表を取りやめ、確定数の公表に一本化することを計画している（**図表２－２**参照）。

図表２－１　前回調査における公表時期

医療施設調査			患者調査		
提出期限（a）	概数公表	確定数公表	提出期限（a）	概数公表	確定数公表
令和３年２月末	令和４年２月下旬 （a から１年）	令和４年４月下旬 （a から１年２か月）	令和３年３月末	令和４年３月下旬 （a から１年）	令和４年６月下旬 （a から１年３か月）

図表２－２　今回調査における公表時期の変更案

医療施設調査			患者調査		
提出期限（b）	概数公表	確定数公表	提出期限（b）	概数公表	確定数公表
令和５年 10 月末	（確定数に一本化）	令和６年 11 月下旬 （a から１年１か月）	令和５年 11 月末	（確定数に一本化）	令和６年 12 月下旬 （a から１年１か月）

（注）前回調査は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、提出期限・公表期日ともに４か月繰り下げており、今回の変更申請においてはこれを元に戻した上で、確定数・概数の公表を一本化するもの。

ウ　これについては、前回答申時の課題を踏まえて、利活用ニーズの高い確定数の公表早期化及び集計事務の効率化が図られることから、おおむね適当であると考えるが、公表までの１年１か月の工程表（**別添３－１、２**参照）の内容も含め、確認する必要がある。

（**論点**）

○　別添３のスケジュールであれば、将来的にも安定的な公表時期の維持が可能と考えているか。その上で、更に工程を効率化できる余地はないか。
○　追加提出・提出遅れの期間をこれほど長期に確保する（照会を２回している）理由は何か。

（３）標本抽出についての計画上の記載修正　《患者調査》

（変更内容）

○　患者調査の標本抽出の手順について、受療行動調査（一般統計調査）の標本抽出との関係性を明確に記載

（審査状況）

ア　患者調査の現状の調査計画では、標本の抽出について、下表の「現行」欄記載のとおり、病院について、全てのサンプルを医療施設基本ファイル（注）から直接選定することを前提とした記載がなされている。

（注）医療施設基本ファイルとは、医療施設調査（静態調査）の調査結果名簿を基に、同調査の動態調査により把握した医療施設の開設・廃止等の状況を反映させた医療施設に係る名簿

イ　しかし、令和４年７月に、厚生労働省が令和２年患者調査の実施状況について自己点検（PDCAサイクルの一環としての調査実施者自らによる点検・評価）を実施し、実際の標本の選定方法の流れをより明確に記載することが望ましいと判断した。

具体的には、**図表３**のとおり、病院のうち、病院外来（奇数）票の報告を求める約3,400の病院については、その一部（500病院）について、受療行動調査（厚生労働省の実施する一般統計調査）の標本として別途選定した病院を充て、残る約2,900病院について、医療施設基本ファイルから直接選定する方法が取られている。

図表３　患者調査の標本抽出方法

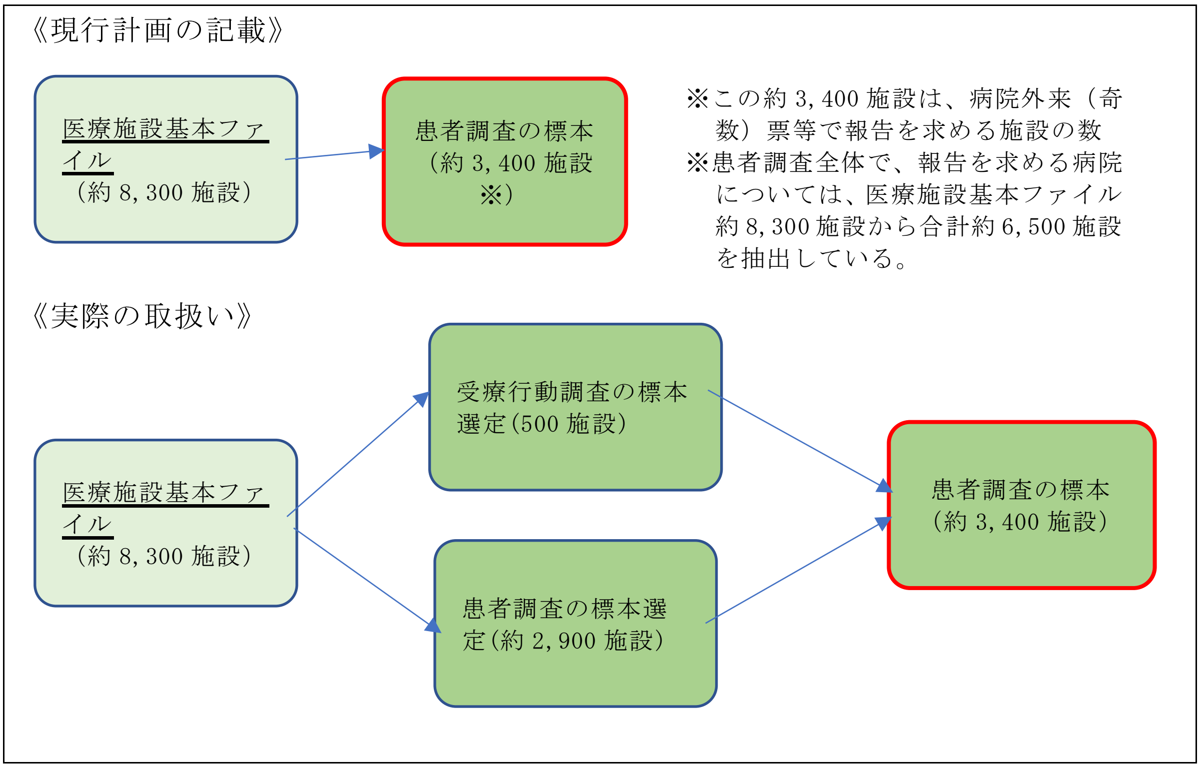

ウ　調査計画と実態の不整合が生じた経緯について、厚生労働省は、以下のような認識を有している。

○　平成８年の受療行動調査の開始までは、約 3,400 病院の全てについて、医療施設基本ファイルから直接選定していたが、受療行動調査の開始に伴い、抽出の流れを変更した。しかし、医療施設基本ファイルが母集団情報となっている状況は同様であることから、受療行動調査の標本抽出についてまで記載することに思い至らなかったと考えられる。

エ　そこで、厚生労働省は、令和４年７月に自己点検によりこの状況を確認したことを機に、今回の変更に併せて、下表の「変更案」記載の内容に修正し、調査計画をより明確にすることを計画している。

図表４　調査計画の該当部分に係る新旧対照表

変更案（抄）	現行（抄）
４　報告を求める個人又は法人その他の団体 （１）報告者数 　ア　病院　約6,500（母集団の大きさ8,156） （内訳） 　①　病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院（偶数）票及び病院退院票により報告を求める病院　約3,400 　②　病院入院（奇数）票、病院（偶数）票及び病院退院票により報告を求める病院　約3,100 （２）報告者の選定方法（□全数　■無作為抽出（■全数階層あり）　□有意抽出） 　医療施設基本ファイルに基づき、病院の入院については二次医療圏、病院の種類及び病床規模により、病院の外来については都道府県、病院の種類及び病床規模により、一般診療所については都道府県、主たる診療科目及び病床の有無により、歯科診療所については都道府県により、層を設けて無作為抽出により選定する。 　なお、<u>前記４（１）ア①に該当する病院の一部は、令和５年に実施する受療行動調査（厚生労働省が実施する一般統計調査）の報告者として選定された病院をもって充てる。</u>（後略）	４　報告を求める個人又は法人その他の団体 （１）数 【病院入院（奇数）票、病院外来（奇数）票、病院（偶数）票及び病院退院票により報告を求める病院】 　約3,400（母集団8,282） 【病院入院（奇数）票、病院（偶数）票及び病院退院票により報告を求める病院】約3,100（母集団8,282） （２）選定の方法（□全数　■無作為抽出　□有意抽出） 　医療施設基本ファイルに基づき、病院の入院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出する。（後略）

オ　今回の変更は、ＰＤＣＡによる自己点検の結果として、標本抽出の流れを、実態に即してより明確に記載しようとするものであることから、適当と考えるが、現行の方法により標本抽出する必要がある理由について確認する必要がある。

（論点）

> ○　医療施設基本ファイルから受療行動調査の 500 施設の標本選定を患者調査より先に行う必要がある理由を説明してください。

2　前回答申で示された課題の検討状況 《医療施設調査（静態）、患者調査》

両調査については、前回答申において、次の（１）及び（２）に掲げる課題が指摘されている。

（１）オンライン調査の更なる推進

（課題の要旨（両調査共通））

オンライン調査の実施状況・利用結果やオンライン調査導入による回答状況への影響等について、実査を担う経由機関と報告者である医療機関双方における利便性の観点を含め、丁寧に検証、分析等を行い、令和５年調査におけるオンライン調査の更なる利用の促進と改善に向けて検討する必要がある。

（審査状況）

ア　本課題についての厚生労働省の前回（令和２年調査時）の取組実績は、以下のとおりである。

《令和２年実績》
- コールセンター（回線数及び対応人員）の拡充
- 経由機関審査ツールの拡充
  経由機関において医療施設調査病院票と病院報告との照合審査において、オンライン調査での回答の照合を行えるツールを開発

イ　また、両調査におけるオンライン回答率について、オンライン調査を全面的に導入した前々回調査（平成 29 年）及び前回調査（令和2年）を比較したところ、**図表５**のとおりであり、全ての属性において上昇している。

図表５　医療施設調査（静態）及び患者調査のオンライン回答率の推移

調　査　名	報告者の属性	前々回（平成 29 年）	前回（令和２年）
医療施設調査（静態）	病　　　院	45.8％	65.7％
	一般診療所	12.2％	24.0％
	歯科診療所	6.3％	14.9％
患 者 調 査	病　　　院	36.7％	54.4％
	一般診療所	9.3％	21.8％
	歯科診療所	8.2％	19.3％

（注1）本表のオンライン回答率は、「オンラインで回答した調査客体数」を「調査客体数」で除した数値である。
（注2）医療施設調査及び患者調査は、平成 29 年からオンライン調査を全面的に導入した。

ウ　この上昇傾向に、前記アの取組がどの程度寄与しているか数量的な判断はできないが、厚生労働省においては、令和５年調査の実施に当たり、令和２年調査時の対応を含め、以

下の取組を予定しており、現状における取組みとしては、適当なものと考える。

《令和５年調査の取組み案》

- コールセンターの更なる拡充（医療施設調査、患者調査）
- オンライン調査の普及・啓発（医療施設調査、患者調査）
  厚生労働省からの呼びかけ、経由機関からの積極的な周知を行う。
- 電子調査票の拡充（医療施設調査、患者調査）
  Excel 形式に加え、HTML 形式の電子調査票を開発
- 経由機関審査ツールの周知（医療施設調査）
  ヒアリング及びアンケート結果によると、審査ツールの存在を知らない又は使い方がわからないといった回答が約４割であり、その存在の周知や使い方の説明について工夫する。
- 電子調査票の既存情報活用機能の利便性の向上及び周知（患者調査）
  電子調査票について、診療報酬改定等の内容を既存情報活用機能に反映させるための改修を行う。

（論点）

特になし

（２）調査結果の適切な公表

（課題の要旨（両調査共通））

統計利用者にとって利活用ニーズの高い「確定数」の早期公表が望まれる中、調査実施体制の現状等も踏まえつつ、調査票の審査集計等業務の効率化等を図ることにより、「確定数」の公表の早期化に繋がる効率化手法について検討する必要がある。

（審査状況及び論点）

前記１の「（２）公表時期等の変更」に係る審議の中で併せて確認

3　統計委員会建議での指摘に対する対応状況《医療施設調査（動態）》

ア　統計委員会は、令和３年 12 月に発覚した建設工事受注動態統計調査（国土交通省が実施する基幹統計調査）に係る一連の不適切事案に対応するため、「公的統計品質向上のための特別検討チーム」を設置し、国土交通省の検証委員会報告等を精査し、政府の統計調査全体に共通する統計作成上のリスク、課題や問題を抽出するとともに、各府省の基幹統計の集計プロセスの点検を含めた「点検・確認」を行った。

イ　今回の不適切事案においては、月次調査における遅延調査票（注）の取扱いが争点であったこともあり、各基幹統計調査における遅延調査票の取扱いも、点検・確認の対象とされた。

その結果、「遅延調査票を月（期）の集計に少しでも利用している」とした 11 調査のうち、ほとんどの調査について、「事後的に、本来の（過去の）集計対象月（期）の集計に遡って反映されている」とされている中にあって、医療施設調査（動態調査）のみが、異なる扱い（遅延調査票が提出された月の実績に計上し、事後的な遡及対応等を行わない。）をしていることが明らかになった。

（注）令和４年８月に取りまとめられた「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（以下「建議」という。）では、遅延調査票は、月次・四半期の周期で行う統計調査において、提出が回答期限に間に合わず、本来の集計対象月の月別集計に含めることのできなかった調査票と整理されている。

ウ　これを踏まえ、建議の「遅延調査票への対処基準」の中で、医療施設調査（動態調査）における遅延調査票の取扱いについては、Ⅱ２）ア）に該当するものとして、以下のとおり整理された、

「遅延調査票への対処基準」（抄）

Ⅱ　遅延調査票を集計に使用するパターン

１）（略）

２）暫定的に使用するパターン（今後、下記Ⅲ－２）又はⅢ－３）の見直しが必要）

ア）発生、廃止等の変化の報告を求める場合であって、遅延調査票を集計に加える必要があるパターン

発生、廃止等の変化の報告を求める場合であって、過去の報告値の累積として当月値を算出する場合、又は、前月値に当月分の報告結果を加えたものを当月値として算出するもので、遅延調査票を月別集計に直ちに反映する必要があることから、遅延調査票を、提出された月の月別集計に使用するパターン

イ）（略）

Ⅲ　遅延調査票を使用する場合における留意点

１）遅延調査票を集計に使用している場合には、その処理方法を公表資料に明示する。

> ２）上記Ⅱ－２）－ア）のパターンについては、提出された月の月別集計に使用した遅延調査票を、事後に遡って反映する処理の導入や月別集計の廃止などを含め、月別集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認し、改善策等を検討する。
> ３）（略）

エ　さらに、建議では、「10　中央統計機構の相談対応の充実と体制強化」において、

> ⅱ）総務省は、統計委員会と連携しつつ、当分の間、今般の点検・確認や統計作成プロセス診断等において課題等が把握された各府省の統計調査を中心に、調査計画の審査の際に、調査計画に記載のない集計プロセス等についても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる。（後略）

とされている。

そこで、今回の諮問審議の中で、「遅延調査票への対処基準」の「Ⅲ　遅延調査票を使用する場合における留意点」において指摘されている事項の対応・検討状況について確認するものである。

オ　この審査メモの作成段階においては、厚生労働省は、建議での指摘事項について、下表のスケジュールで対応するとしているところであるが、諮問審議の段階で更に進捗している内容も想定されることから、検討の進捗状況及び今後の見通しについて確認する必要がある。

図表６　厚生労働省の医療施設調査動態調査の見直しに係る検討状況

建議の指摘事項 （遅延調査票を使用する場合における留意点）	対応方針
１）遅延調査票を集計に使用している場合には、その処理方法を公表資料に明示する。	■　令和４年12月に、遅延調査票を集計に用いている旨と、現在の処理の方法を厚生労働省ホームページに公表済
２）提出された月の月別集計に使用した遅延調査票を、事後に遡って反映する処理の導入や月別集計の廃止などを含め、月別集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認し、改善策等を検討する。	■　病院及び診療所の施設数及び病床数の推移を見る上で月別集計は、引き続き必要と整理しつつ、以下のとおり対応を予定 ①　月報の集計方法については、現在の処理方法を維持 ②　年報の集計方法については、令和４年調査以降の公表に当たって、実際に事象が発生した月に遡って反映できるか検討 ・令和５年１月から、検証を開始 ・令和６年１月　検証終了見込み

	③　報告者である都道府県等を対象に、遅延調査票の発生原因を確認（令和４年 11 月末回答期限）

カ　また、令和４年 12 月 21 日の統計委員会において**別添４**「統計委員会建議への対応に関する追加資料」により報告したとおり、厚生労働省における統計委員会建議への対応の過程で認識された、次に掲げる事項について、本部会において審議を行う。

①　遅延調査票とは異なる報告形態への対応

②　住居表示の変更情報の取扱いについての調査計画への追記

キ　なお、カ①・②に関連して、次に掲げる調査計画の変更も予定されている。

①について、別添４の１（６）のとおり、厚生労働省は動態調査票の「届出受理又は処分等」欄の項目名について、誤解の生じない項目名に修正等を行う予定としている。

②について、別添４の「２」のとおり、調査計画に住居表示の変更情報の取扱いを追記する予定としている。

これらについて、変更の具体的な内容や今後の予定などについて確認する必要がある。

（論点）

【建議で指摘された医療施設調査（動態調査）の課題への対応】

①　遅延調査票についての現在の処理方法の公表

②　月報の必要性及び現在の集計方法を維持する理由

③　年報の集計方法についての具体的な検証内容及びスケジュール等

④　遅延調査票の発生理由等についての都道府県への照会結果

【建議で指摘された課題に対応する過程で新たに発見された事項への対応】

⑤　前記④の照会過程において、遅延調査票とは異なる形の報告形態（caseⅢ）があることが明らかになったことを受け、以下のカテゴリー別の規模感の確認結果（上記カ関係）

・caseⅠ（遅れなく提出された場合）

・caseⅡ（過去の案件について、遅れて提出された場合⇒建議における「遅延調査票」）

・caseⅢ（過去の案件について、自治体への届出日により作成された場合
⇒実際には過去の案件だが、厚労省において遅延分と認識できない調査票）

⑥　次の事項を踏まえて想定される今後の調査計画の変更想定案（上記キ関係）

・自治体への届出日により調査票が作成されてしまうことの防止

・住居表示の変更情報の取扱いの明確化

＜調査事項の追加等＞

ｉ）特殊診療設備

ICU（特定集中治療室）に専任している医師数【追加】

令和５年調査（案）

（27）特殊診療設備		病床数	9月中の取扱患者延数
01～06はそれぞれの診療報酬上の施設基準又は要件を満たすもののみ記入			
ICU(特定集中治療室)	01	床	人
SCU(脳卒中集中治療室)	02	床	人
MFICU(母体・胎児集中治療室)	03	床	人
無菌治療室(手術室は除く)	04	床	人
放射線治療病室	05	床	人
外来化学療法室	06	床	人
07は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているものをいう。（「総合周産期特定集中治療室管理料」に含まれる「新生児集中治療室」の病床を含む。）			
NICU(新生児特定集中治療室)	07	床	人
08～11は診療報酬上の施設基準又は要件を満たす満たさないに関わらず記入			
CCU(心臓内科系集中治療室)	08	床	人
GCU(新生児治療回復室)	09	床	人
PICU(小児集中治療室)	10	床	人
陰圧室	11	床	人

ICU(特定集中治療室)に専任している医師数

専任している医師数を実人員で記入してください。

医師数（実人員）				人

令和２年調査

（28）特殊診療設備		病床数	9月中の取扱患者延数
01～06はそれぞれの診療報酬上の施設基準又は要件を満たすもののみ記入			
ICU(特定集中治療室)	01	床	人
SCU(脳卒中集中治療室)	02	床	人
MFICU(母体・胎児集中治療室)	03	床	人
無菌治療室(手術室は除く)	04	床	人
放射線治療病室	05	床	人
外来化学療法室	06	床	人
07は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているものをいう。（「総合周産期特定集中治療室管理料」に含まれる「新生児集中治療室」の病床を含む。）			
NICU(新生児特定集中治療室)	07	床	人
08～11は診療報酬上の施設基準又は要件を満たす満たさないに関わらず記入			
CCU(心臓内科系集中治療室)	08	床	人
GCU(新生児治療回復室)	09	床	人
PICU(小児集中治療室)	10	床	人
陰圧室	11	床	人

ⅱ）歯科設備【変更】

<table>
<tr><th>令和５年調査（案）</th><th>令和２年調査</th></tr>
<tr><td>(32)歯科設備　保有しているものすべてに○
1　歯科診療台（　　台）
※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。
2　デンタル・パノラマX線装置
3　歯科用CT装置
4　手術用顕微鏡
5　滅菌機器(オートクレーブ等)
6　ポータブル歯科ユニット
7　歯科用CAD/CAM装置
8　デジタル印象採得装置
9　口腔外バキューム</td><td>(33)歯科設備　保有しているものすべてに○
1　歯科診療台（　　台）
※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。
2　デンタル・パノラマX線装置
3　歯科用CT装置
4　手術用顕微鏡
5　滅菌機器(オートクレーブ等)
6　ポータブル歯科ユニット</td></tr>
</table>

iii）従事者数【追加】

令和５年調査（案）

(36) 従事者数　10月1日現在の数を記入してください。

職種		「常勤」従事者の実人員	「非常勤」従事者の常勤換算した人数（小数点以下第2位四捨五入）↓小数点
01	医師	人	. 人
02	歯科医師	人	. 人

職種		「常勤」と「非常勤」従事者の実人員	「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数（小数点以下第2位四捨五入）↓小数点
03	薬剤師	人	. 人
04	保健師	人	. 人
05	助産師	人	. 人
06	看護師	人	. 人
07	准看護師	人	. 人
08	看護業務補助者		. 人
09	理学療法士(PT)		. 人
10	作業療法士(OT)		. 人
11	視能訓練士		. 人
12	言語聴覚士		. 人
13	義肢装具士		. 人
14	歯科衛生士		. 人
15	歯科技工士		. 人
16	診療放射線技師		. 人
17	診療エックス線技師		. 人
18	臨床検査技師		. 人
19	衛生検査技師		. 人
20	臨床工学技士		. 人
21	あん摩マッサージ指圧師		. 人
22	柔道整復師		. 人
23	管理栄養士		. 人
24	栄養士		. 人
25	精神保健福祉士		. 人
26	社会福祉士		. 人
27	介護福祉士		. 人
28	保育士		. 人
29	公認心理師		. 人
30	救急救命士		. 人
31	その他の技術員		. 人
32	医療社会事業従事者		. 人
33	事務職員		. 人
34	その他の職員		. 人

（注）

1）雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

2）常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。常勤換算は「0.1」「1.0」等「0」を省略せずに記入してください。

$$常勤換算数 = \frac{従事者の1週間の勤務延時間数（残業は除く）}{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき\underline{1週間の時間数（所定労働時間）}}$$

※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。

常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

3）「01　医師」、「02　歯科医師」は「常勤」のみの実人員及び「非常勤」のみの常勤換算をそれぞれ記入してください。

4）「03　薬剤師」、「04　保健師」、「05　助産師」、「06　看護師」、「07　准看護師」は「常勤」・「非常勤」を合計した実人員及び「常勤」・「非常勤」を合計した常勤換算をそれぞれ記入してください。実人員、常勤換算のどちらか一方が空欄ということはありません。また、実人員≧常勤換算となるように記入してください。

5）「28　保育士」は子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

令和２年調査

(38) 従事者数　10月1日現在の数を記入してください。

職種		常勤：「常勤」従事者の人数	非常勤（常勤換算）：「非常勤」従事者の常勤換算した人数（小数点以下第2位四捨五入）↓小数点
01	医師	人	. 人
02	歯科医師	人	. 人

職種		実人員：「常勤」・「非常勤」従事者の人数	常勤換算：「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数（小数点以下第2位四捨五入）↓小数点
03	薬剤師	人	. 人
04	保健師	人	. 人
05	助産師	人	. 人
06	看護師	人	. 人
07	准看護師	人	. 人
08	看護業務補助者		. 人
09	理学療法士(PT)		. 人
10	作業療法士(OT)		. 人
11	視能訓練士		. 人
12	言語聴覚士		. 人
13	義肢装具士		. 人
14	歯科衛生士		. 人
15	歯科技工士		. 人
16	診療放射線技師		. 人
17	診療エックス線技師		. 人
18	臨床検査技師		. 人
19	衛生検査技師		. 人
20	臨床工学技士		. 人
21	あん摩マッサージ指圧師		. 人
22	柔道整復師		. 人
23	管理栄養士		. 人
24	栄養士		. 人
25	精神保健福祉士		. 人
26	社会福祉士		. 人
27	介護福祉士		. 人
28	保育士		. 人
29	公認心理師		. 人
30	その他の技術員		. 人
31	医療社会事業従事者		. 人
32	事務職員		. 人
33	その他の職員		. 人

（注）

1）雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

2）常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。常勤換算は「0.1」「1.0」等「0」を省略せずに記入してください。

$$常勤換算数 = \frac{従事者の1週間の勤務延時間数（残業は除く）}{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき\underline{1週間の時間数（所定労働時間）}}$$

※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。

常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

3）「28　保育士」は子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

＜調査事項の削除・縮小等＞

ｉ）処方の状況等

入院患者への薬剤管理指導（９月中の薬剤管理指導料の回数）【縮小】

<table>
<tr><th>令和５年調査（案）</th><th>令和２年調査</th></tr>
<tr><td>

(11) 処方の状況等　9月中の実施状況を記入してください。

外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数	回
	院外処方箋交付数	回
医療用麻薬の処方	1　有　2　無	

内服薬処方箋における分量の記載方法の規定　いずれかひとつに○

1　1回量を処方の基本単位としている
2　1日量を処方の基本単位としている
3　1回量と1日量の併記としている
4　規定なし

</td><td>

(11) 処方の状況等　9月中の実施状況を記入してください。

入院患者への薬剤管理指導(9月中の薬剤管理指導料の回数)		回
外来患者への処方数 (9月中の延回数)	院内処方数	回
	院外処方箋交付数	回
医療用麻薬の処方	1　有　2　無	

内服薬処方箋における分量の記載方法の規定　いずれかひとつに○

1　1回量を処方の基本単位としている
2　1日量を処方の基本単位としている
3　1回量と1日量の併記としている
4　規定なし

</td></tr>
</table>

ⅱ）臨床研修医【削除】

令和５年調査（案）	令和２年調査
	（12）臨床研修医　いる場合は10月1日現在の人数を記入してください。 1　いる（　　　　人）　*臨床研修歯科医を除く 2　いない

iii）医療安全体制

医療機器安全体制の保守計画の管理【削除】

令和５年調査（案）

（25）医療安全体制　　各項目について、あてはまるものひとつに○

	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない
医療安全管理委員会の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策の責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理責任者	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医薬品安全管理責任者	1	2	3	4				8	9
医療放射線安全管理の責任者	1	2			5			8	9

院内感染防止対策の専任担当者の状況

1　いる　（　　　人）　2　いない

院内感染防止対策のための施設内回診の頻度

1　ほぼ毎日　2　週1回以上　3　月2～3回程度

4　月1回程度　5　月1回未満

患者相談担当者の配置の有無

1　有　2　無

令和２年調査

（26）医療安全体制　　各項目について、あてはまるものひとつに○

	責任者								
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない
医療安全体制（全般）	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7		
医薬品安全管理	1	2	3	4					
医療放射線安全管理	1	2			5				

院内感染防止対策の専任担当者の状況

1　いる　（　　　人）　2　いない

院内感染防止対策のための施設内回診の頻度

1　ほぼ毎日　2　週1回以上　3　月2～3回程度

4　月1回程度　5　月1回未満

医療機器安全体制の保守計画の管理

保守計画の策定

1　一括管理　2　病棟・部門ごと　3　その他

保守計画の実施

1　一括管理　2　病棟・部門ごと　3　その他

患者相談担当者の配置の有無

1　有　2　無

ⅳ）放射線治療の実施状況

「ＲＡＬＳ」「ＩＭＲＴ（強度変調照射）等の高精度照射」【削除】

令和５年調査（案）

（31）放射線治療の実施状況 患者数は、照射録の枚数又は検査伝票を元に記入してください。			9月中の患者数	装置の台数
位置決め装置	X線シミュレーター	1	人	台
	CTシミュレーター	2	人	台
放射線治療計画装置		3	人	台
放射線治療(体外照射)		4	人	
	リニアック・マイクロトロン(再掲)	5	人	台
	ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲)	6	人	台
放射線治療(腔内・組織内照射)		7	人	

令和２年調査

（32）放射線治療の実施状況 患者数は、照射録の枚数又は検査伝票を元に記入してください。			9月中の患者数	装置の台数
位置決め装置	X線シミュレーター	1	人	台
	CTシミュレーター	2	人	台
放射線治療計画装置		3	人	台
放射線治療(体外照射)		4	人	
	リニアック・マイクロトロン(再掲)	5	人	台
	ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲)	6	人	台
放射線治療(腔内・組織内照射)		7	人	
	RALS(再掲)	8	人	台
IMRT(強度変調照射)等の高精度照射		9	1 有	2 無

ⅴ）剖検【削除】

令和５年調査（案）	令和２年調査
	(35)剖検 剖検の有無 1　している　→　9月中の剖検（　　　件） 2　していない 9月中の死亡数（　　　人） 剖検をしていない場合も、9月中の死亡数を記入してください。

ⅵ）歯科設備【削除】

令和５年調査（案）	令和２年調査
	(27)歯科設備 歯科診療を行っている場合には、各項目のいずれかに○ 歯科診療台　1　有　2　無 └→台数（　　　台） ポータブル歯科ユニット　1　有　2　無

（別添２）概数公表資料

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

政府統計

令和4年2月28日
【照会先】
政策統括官付参事官付保健統計室
室長　知念　希和
室長補佐　小川　武己
医療施設統計第一係
（代表電話）03（5253）1111（内線7520・7521）
（直通電話）03（3595）2958

令和２(2020)年　医療施設(静態・動態)調査
（令和２年10月１日現在概数）

医療施設調査は、全国の医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的として実施している。

１．種類別にみた施設数及び病床数

令和２年10月１日現在

	施設数		病床数
総数	178 724	総数	1 593 633
病院	8 238	病院	1 507 526
精神科病院	1 059	精神病床	324 481
一般病院	7 179	感染症病床	1 904
療養病床を有する病院（再掲）	3 554	結核病床	4 107
		療養病床	289 114
		一般病床	887 920
一般診療所	102 612	一般診療所	86 046
有床	6 303		
療養病床を有する一般診療所（再掲）	699	療養病床（再掲）	6 936
無床	96 309		
歯科診療所	67 874	歯科診療所	61

２．開設者別にみた施設数及び病床数

令和２年10月１日現在

	病院		一般診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
総数	8 238	1 507 526	102 612	86 046	67 874
国　厚生労働省	14	4 251	20	-	-
独立行政法人国立病院機構	140	52 994	-	-	-
国立大学法人	47	32 749	147	-	1
独立行政法人労働者健康安全機構	32	12 013	-	-	-
国立高度専門医療研究センター	8	4 117	-	-	-
独立行政法人地域医療機能推進機構	57	15 368	4	-	-
その他	23	3 727	366	2 155	3
都道府県	200	52 516	267	176	7
市町村	609	123 213	2 892	2 132	254
地方独立行政法人	109	42 227	37	17	-
日赤	91	35 048	204	19	-
済生会	83	22 616	57	10	1
北海道社会事業協会	7	1 715	-	-	-
厚生連	100	31 920	66	44	-
国民健康保険団体連合会	-	-	-	-	-
健康保険組合及びその連合会	8	1 775	290	-	2
共済組合及びその連合会	40	13 169	140	-	5
国民健康保険組合	1	320	13	-	-
公益法人	195	48 720	488	173	96
医療法人	5 687	840 312	44 219	66 065	15 161
私立学校法人	112	55 590	191	38	18
社会福祉法人	198	33 597	10 144	448	43
医療生協	82	13 715	300	239	49
会社	30	8 143	1 634	10	11
その他の法人	209	43 166	823	348	120
個人	156	14 545	40 310	14 172	52 103

（利用上の注意）本結果については、令和２年10月１日現在における全国の医療施設について、概数として取りまとめたものであり、おって公表する「令和２(2020)年医療施設(静態・動態)調査の概況」及び報告書とは、必ずしも一致しないので注意願いたい。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

政府統計

令和4年3月23日
【照会先】
政策統括官付参事官付保健統計室
室　　長　知念　希和
室長補佐　安藤　徳恵
患者統計係
（代表電話）03（5253）1111（内線7516・7517）
（直通電話）03（3595）2958

令和２年（2020）患者調査（概数）

患者調査は、病院及び診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として実施している。
患者調査の概要等：https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/10-20.html

表　推計患者数，入院－外来の種別×性－年齢階級別

（単位：千人）　　　　令和２年10月

性 年齢階級	入院	外来
総　数	1 211.3	7 137.4
男	558.6	3 049.9
女	652.8	4 087.5
0　歳	8.9	61.1
1 ～ 4	5.0	234.4
5 ～ 9	3.7	246.3
10 ～ 14	5.3	178.1
15 ～ 19	7.0	124.3
20 ～ 24	8.9	146.7
25 ～ 29	12.7	171.9
30 ～ 34	16.5	204.3
35 ～ 39	19.3	238.0
40 ～ 44	23.1	294.9
45 ～ 49	34.0	369.6
50 ～ 54	41.8	374.5
55 ～ 59	52.7	405.9
60 ～ 64	66.6	454.9
65 ～ 69	99.4	654.9
70 ～ 74	141.9	886.6
75 ～ 79	155.7	814.3
80 ～ 84	174.7	640.2
85 ～ 89	173.4	401.5
90歳以上	159.8	221.3
不　詳	0.8	14.0
（再　掲）		
65歳以上	904.9	3 618.8
75歳以上	663.6	2 077.3

（利用上の注意）本結果については、令和２年10月第３週の調査日現在における全国の医療施設を利用する患者について、概数として取りまとめたものであり、おって公表する「令和２年患者調査の概況（確定数）」及び報告書とは、必ずしも一致しないので注意願いたい。

医療施設（静態）調査の実査から公表までの作業工程

○通常の工程

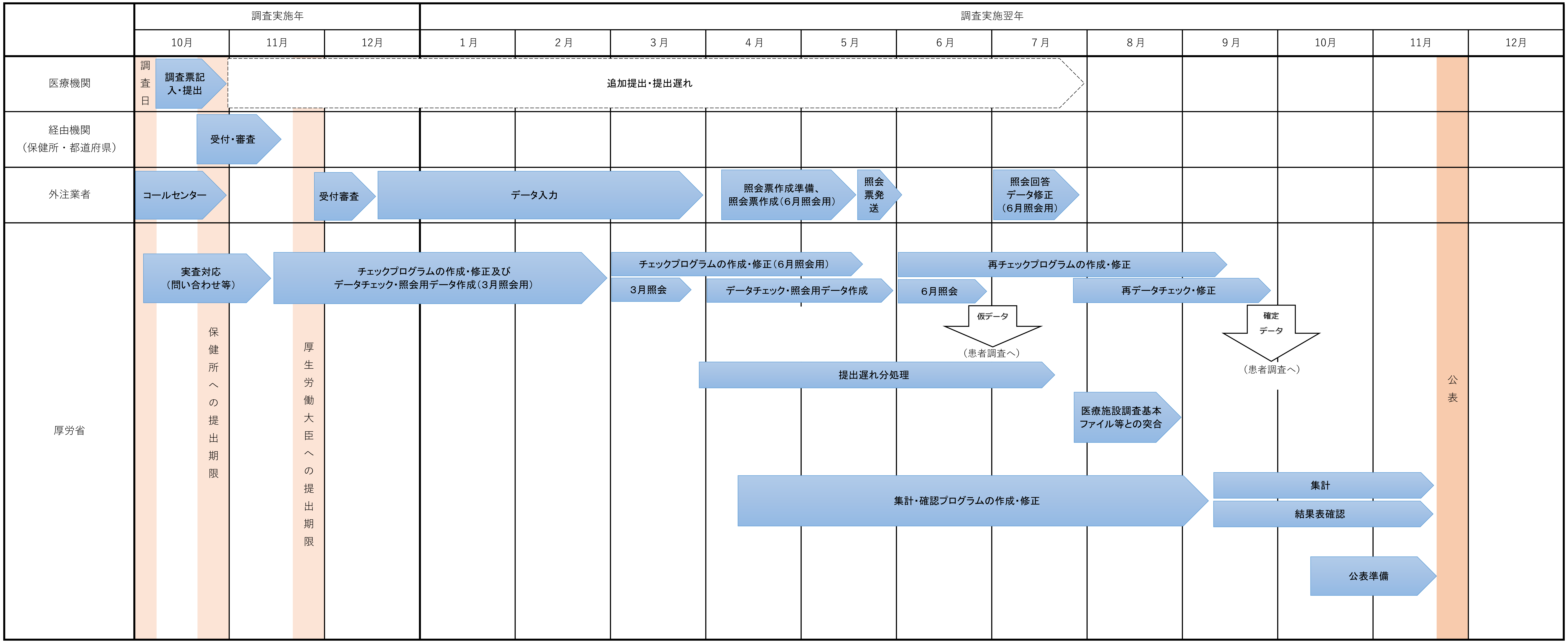

患者調査の実査から公表までの作業工程

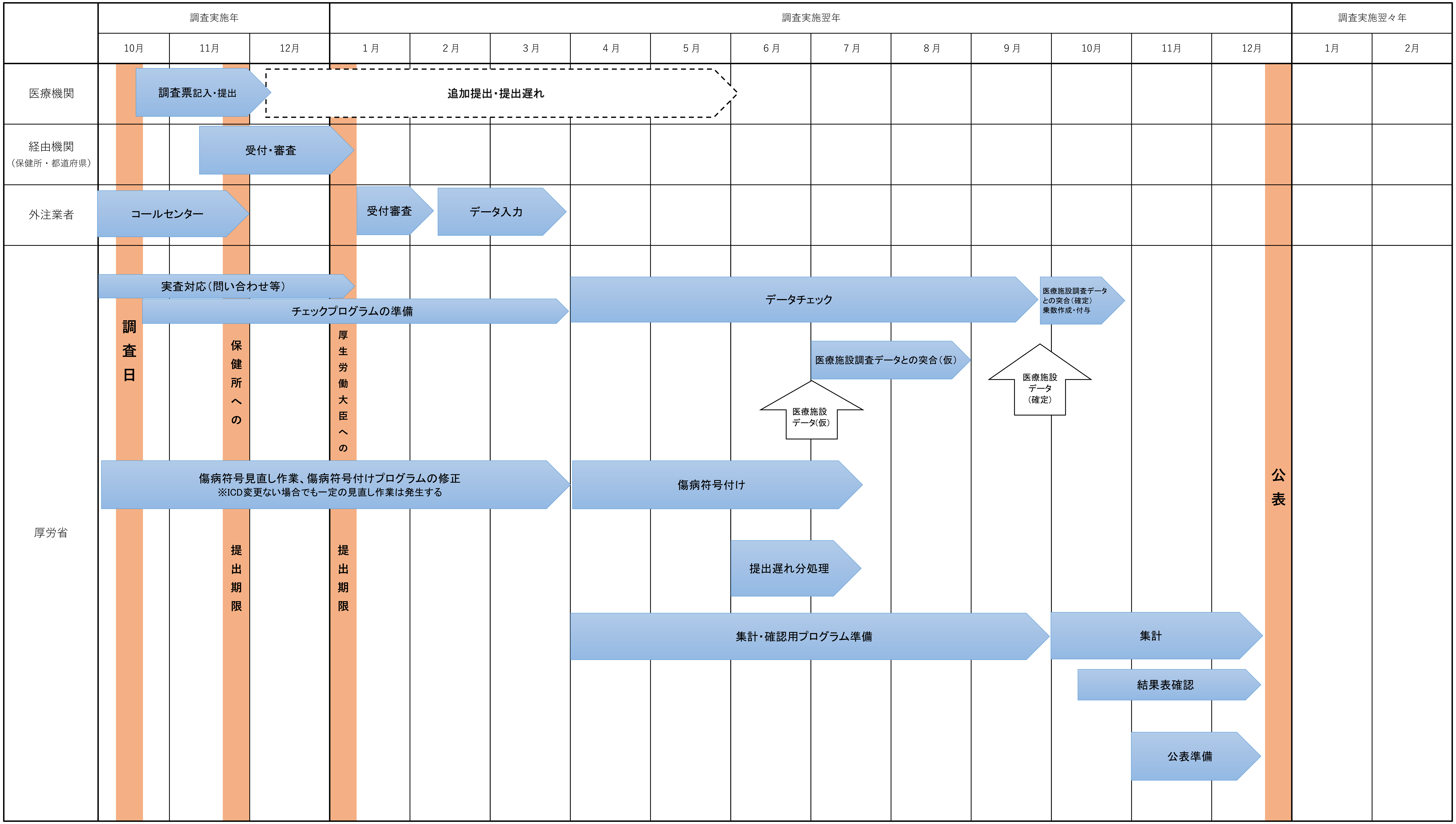

別添４

令和４年12月21日
総務省政策統括官（統計制度担当）

統計委員会建議への対応に関する追加資料
（医療施設調査（動態調査））

【この資料の趣旨】
厚生労働省が、統計委員会建議で示された医療施設調査（動態調査）に関する課題に対応する過程において、新たに明らかになった事実と、その対応方針についての追加資料

【目次】

1（1）～（6）	遅延調査票とは異なる報告形態への対応	P2～7
2	住居表示の変更情報の取扱いについての調査計画への追記	P8

１（１）調査の実施上、基本的に想定される流れ

- 毎月実施されている医療施設調査（動態調査）は、基本的に、❶医療機関が、医療法令に定める事由（注）が発生する都度、都道府県等に届出等を行い、❷都道府県等がそれを受けて動態調査票を作成し、厚生労働省に報告する流れが想定されている（⇒ case Ⅰ）。

（注）新規開設、休止、廃止、再開、変更等

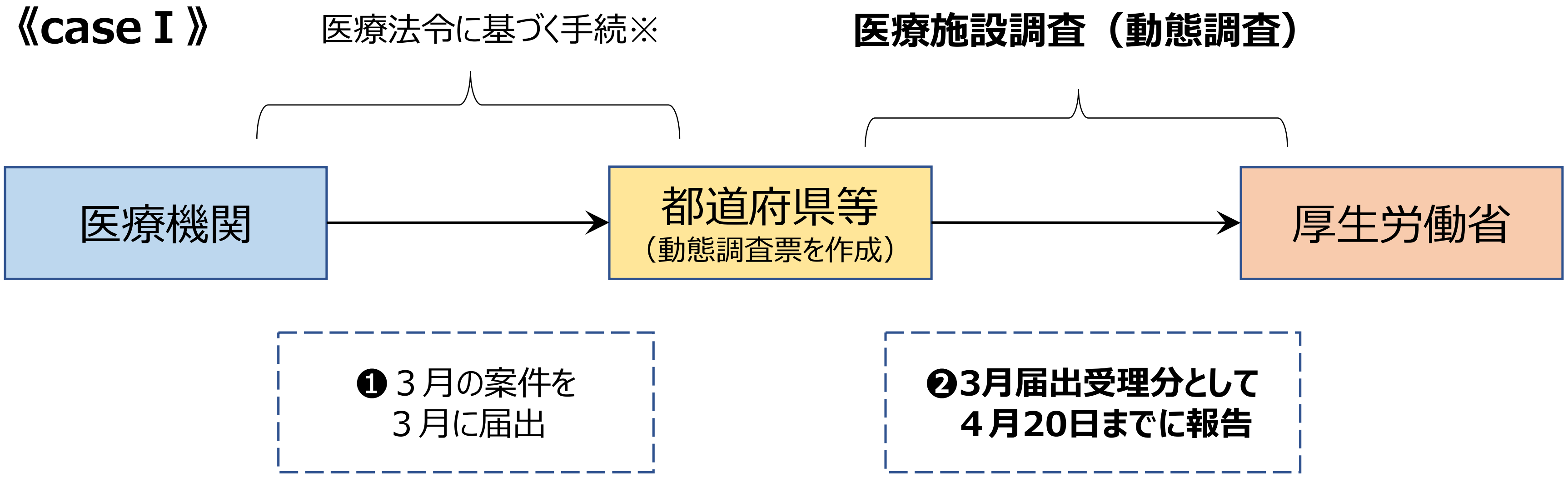

※　なお、実際には医療法令では事由が発生した日から10日以内に届出をすることになっている（以下、事由が発生した日から10日以内を「期日」という。）ため、３月下旬に発生した事由に基づく届出は適法に４月になされうるが、本資料では簡略化している。

１（２）統計委員会の建議立案の過程で認識されていた「遅延調査票」

- しかし、❶医療機関から期日よりも遅れて届出等がなされ、❷都道府県が、厚生労働省に報告しつつも、本来の集計対象月の月別集計に含めることのできない場合（⇒ caseⅡ）。
- 統計委員会の建議においては、これを**「遅延調査票」**として整理。

《caseⅡ》

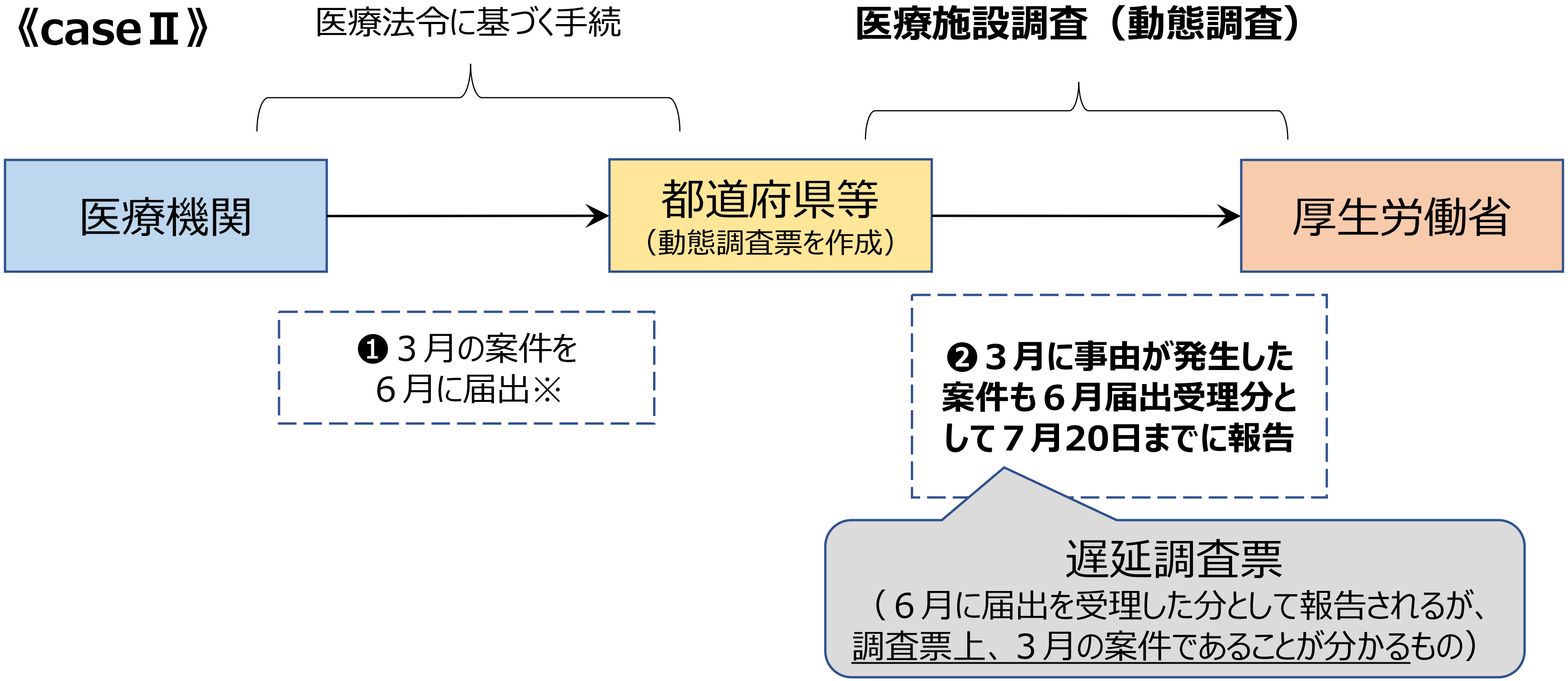

※　期日までに届出があったが、都道府県等で動態調査票の作成が遅れることもある。

１（３）厚生労働省が建議で示された課題に対応する過程で新たに認識した内容

- 今般、厚生労働省が、建議で示された課題対応の一環として、都道府県等に対して、遅延調査票の発生原因を照会・確認（令和４年11月に実施）する過程で、47都道府県中少なくとも４県から、「事由発生の年月日ではなく、医療機関から都道府県等に対して届出等がなされた日で動態調査票を作成し、厚生労働省に報告している場合がある」との回答が寄せられたとのこと（⇒ **caseⅢ**）。
- これは、統計委員会の建議において整理された**「遅延調査票」とは異なる形態（厚生労働省において「遅延調査票」として認識できないケース）**と考えられる。

《caseⅢ》

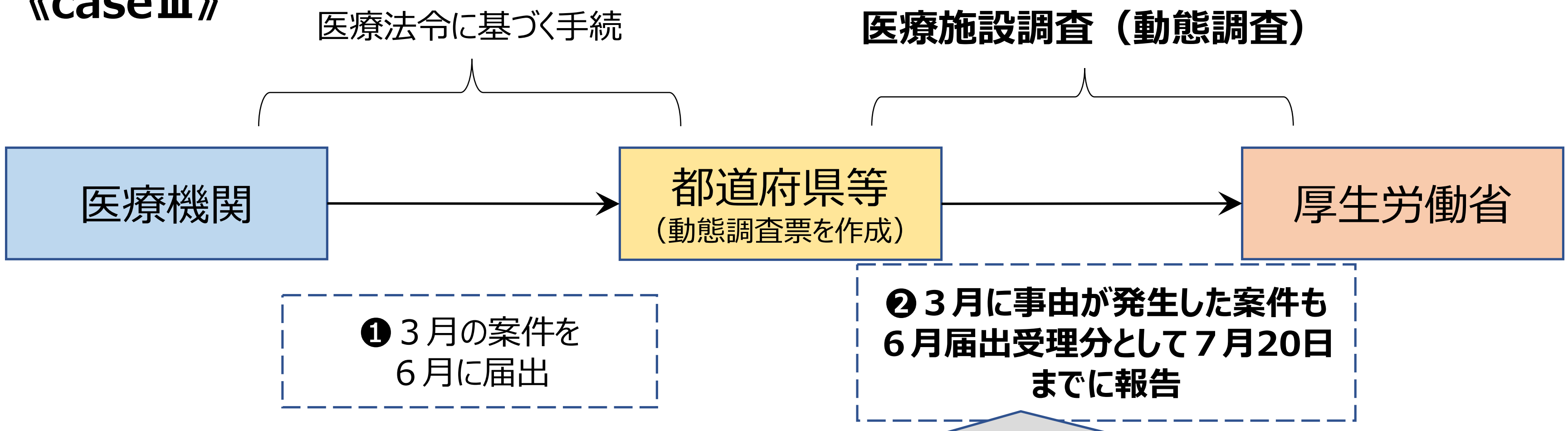

実際には、３月の案件であるが、調査票上そのことが分からず、６月に事由が発生し６月に届出を受理した分として報告されているため、厚生労働省において、遅延調査票として認識できないケース

１（４）厚生労働省に報告された動態調査票のｶﾃｺﾞﾘｰ分け

- case Ⅰ ～caseⅢを踏まえると、厚生労働省に報告された動態調査票は、以下のようなカテゴリーに分けることができる。

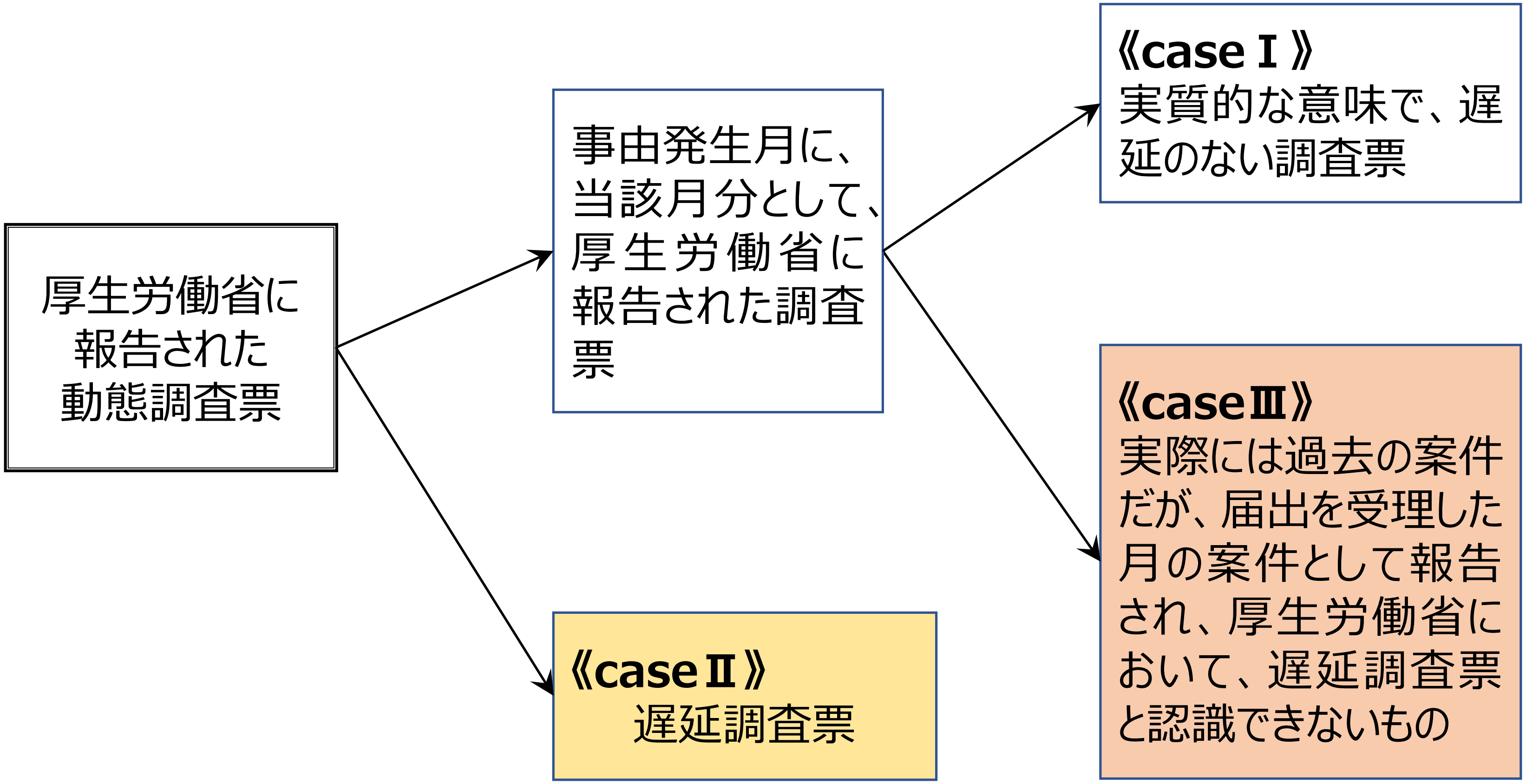

1 （5）caseⅢの発生原因

- 厚生労働省は、動態調査票の「届出受理又は処分等」欄の年月日について、**調査の実施要領において、「事由が発生した年月日」を記入するよう都道府県等に対して指示**している（注）。
- しかし、今回発覚したcaseⅢについて、都道府県等からは、「「届出受理又は処分等」を、**都道府県等に届け出られた日と認識し、事由が発生した年月日で作成するという認識が十分ではなかった**」旨の説明がなされている模様。

(注)厚生労働省が確認できた限りにおいて、動態調査が開始された昭和48年当時の実施要領には当該指示はなかったが、平成15年に指示が追加。その後、平成17年に一度削除されたが（削除の理由は不明）、平成22年に再度指示が明記され、現在に至る。

《動態調査票の該当部分》

（４）処分等	**届出受理又は処分等**	元号	
		年	
		月	
		日	
	種　別	(略)	
	変更内容	(略)	

6

１（６）厚生労働省の今後の対応等

➢ 今回の新たな事実の発見を受け、厚生労働省は、caseⅢの発生規模を確認するとともに、以下の対応を行い、将来に向けて、caseⅢの事案が発生することのないよう対応する意向

① 都道府県等に対して、令和４年10月分以降について、医療法令に基づく届出等と動態調査票の内容を突き合わせ、事由の発生年月日で記入されていない動態調査票があれば再提出を求める

② 都道府県等に対して、「事由が発生した年月日」を記入するよう再徹底するとともに、今後においても、継続的に周知徹底を実施

③ 動態調査票の「届出受理又は処分等」欄の項目名について、誤解の生じない項目名に修正する予定

↓

これらの対応について、今後、人口･社会統計部会において、建議で指摘された課題への対応状況の確認にあわせて審議していただく予定
（部会審議は、本来の諮問事項である調査計画の変更について優先して行うため、caseⅢの対応を含めた建議対応については、令和５年２月７日（火）開催予定の医療施設調査に係る２回目の部会において審議し、同月開催予定の統計委員会で審議状況を報告いただく予定）

2　住居表示の変更情報の取扱いについての調査計画への追記

- 動態調査は、前記１のとおり、基本的に医療機関からなされた届出等の情報に基づき、都道府県等が調査票を作成し、厚生労働省に報告
- しかし、医療施設基本ファイルの更新の観点から、医療施設の住居表示の変更があった場合については、医療機関による法令上の届出手続はないものの、都道府県等が情報を把握した都度、調査票を作成し、厚生労働省に報告

↓

- 動態調査票様式は、住居表示の変更について報告することも想定したものとして承認されているが、住居表示の変更情報の取扱い（医療施設基本ファイルの更新のために用いるものであり、集計を想定していないこと等）について、調査計画上、明記されていないことを、建議対応に伴う一連の確認過程で認識

↓

- **厚生労働省は、前記１（６）③の変更申請に併せて、調査計画に追記を予定**
- **この対応方針についても、人口・社会統計部会において、建議で指摘された課題への対応状況の確認にあわせて審議していただく予定**